

大阪北部地震、西日本集中豪雨・台風12号の被害に遭われたみなさんに心からお見舞い申し上げます

災害救援カンパにご協力をお願いします。

振込先 りそな銀行大手支店 普通0006688 大阪府関係職員労働組合

府職の友

FUSYOKU NO TOMO

2079号 2018年8月1日

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)0351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／有田 洋明 編集人／小松 康則
(一部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

職員が安心して健康に 働き続けられる職場をつくらう

暑中お見舞い
申し上げます

7月に入り記録的な猛暑が続き、熱中症などによる子どもや高齢者の死亡が相次いでいます。また、6月18日朝に発生した大阪北部地震に続き、西日本各地を襲った集中豪雨と台風12号による死者・行方不明は229人になり、1982年の長崎大水害以来の被害となつています。全壊・半壊住家は7千棟を超え、広島、岡山、愛媛県などを中心に1万人以上が避難所に身を寄せています(7月30日現在)。

お亡くなりになられたみなさんご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われたみなさんに心からお見舞い申し上げます。また、地震や集中豪雨被害の復旧や被災者支援に奮闘する職員のみならず心から敬意を表します。災害時に被害を最小限に食い止め、住民を守ることも、日常的に住民の安全・安心を守ることが自治体の最優先すべき課題です。府職労は今回の地震や集中豪雨を教訓に、引き続き住民のくらしと安全・安心を守る府政の実現、職員が安心して働き続けることのできる職場をめざして取り組みを進めます。

熱中症対策・職員の健康管理、 職場環境改善を求め、緊急要請書を提出

7月24日、府職労は「猛暑による熱中症対策・職員の健康管理、職場環境改善を求める緊急要請書」を提出しました。

要請に対する 確認事項

●室温28℃の徹底、快適な職場環境づくりについて

●本庁舎(大手前及び咲洲庁舎)は、午前9時に室温が28℃を超えないよう配慮し、午後6時まで冷房運転を行っている。

●出先機関等については関係部局に要請内容を伝える。

●水分補給等、自由に休息が取れるよう周知・徹底について

●7月20日に健康管理ニュースを庁内WEBページに掲載し、職員に周知啓発している。

●建物ごとの男女別の休養

●室を整備、休養室利用の周知・徹底

●本庁舎(大手前及び咲洲庁舎)の休養室は、大手前庁舎(別館2階)と咲洲庁舎に男女別で設置している。

●出先機関等については関係部局に要請内容を伝える。

●2008年の休憩時間の廃止時に労使で確認した「小休止は社会通念上の範囲で」

●室温28℃の徹底、快適な職場環境づくりについて

●本庁舎(大手前及び咲洲庁舎)の休養室は、大手前庁舎(別館2階)と咲洲庁舎に男女別で設置している。

●出先機関等については関係部局に要請内容を伝える。

●水分補給等、自由に休息が取れるよう周知・徹底について

●7月20日に健康管理ニュースを庁内WEBページに掲載し、職員に周知啓発している。

●建物ごとの男女別の休養

●室を整備、休養室利用の周知・徹底

●本庁舎(大手前及び咲洲庁舎)の休養室は、大手前庁舎(別館2階)と咲洲庁舎に男女別で設置している。

●出先機関等については関係部局に要請内容を伝える。

●2008年の休憩時間の廃止時に労使で確認した「小休止は社会通念上の範囲で」

遊歩道

7月23日に、埼玉県熊谷市で国内の観測史上最高となる41.1度を記録するなど、全国で

気温が高い日が続いている。7月中旬の平均気温は、関東甲信越地方で平年より1.4～1.1度、近畿地方は1.3～1.4度と1961年の統計開始以来最高になった▼記録的な猛暑による熱中症が相次いでいることを受け、菅官房長官が小中学校に関する暑さ対策の1つとして「全国の小中学校へのクーラー設置の補助」や「夏休みの延長」などを政府として検討する考えを示し、注目が集まっている▼このニュースを受けて、子どもと親で賛否が分かれている。夏休みが長くなるかもという子どもにとっては夢のような話で「長くなったら、もう1回旅行に行きたい」「早起きをしなくて済む」との声がある。一方、親は「給食があるのは大きい」「長い悪夢」などの声やパート労働の親からは「出かけるお金がかかるし、休むと収入は減るし、バランスが難しい」との声がある▼長い夏休みでの生活リズムの乱れも心配であり、子を持つ親としては慎重な議論が必要だと思う。育児と仕事が両立できるような賃上げ・労働条件の改善が必要だ。(M)

「喫煙禁止通達」に対する申し入れ

「小休止は社会通念上の範囲で必要」を再確認

7月10日、府職労は7月5日出された「勤務時間中における喫煙禁止の徹底」について(通達)に対し申し入れしました。

この通達は、職務専念義務違反の防止を目的としつつ、勤務時間中の喫煙を禁止するという内容になっています。職務専念義務違反の防止と言いつつ、勤務時間中の喫煙全てを禁止するのは、職務専念義務を不当に濫用するものであり、看過できません。

府職労は、合理的な説明を求めるとともに、あらためて労使協議を行うよう求めました。

7月10日、府職労は7月5日出された「勤務時間中における喫煙禁止の徹底」について(通達)に対し申し入れしました。

この通達は、職務専念義務違反の防止を目的としつつ、勤務時間中の喫煙を禁止するという内容になっています。職務専念義務違反の防止と言いつつ、勤務時間中の喫煙全てを禁止するのは、職務専念義務を不当に濫用するものであり、看過できません。

府職労は、合理的な説明を求めるとともに、あらためて労使協議を行うよう求めました。

7月10日、府職労は7月5日出された「勤務時間中における喫煙禁止の徹底」について(通達)に対し申し入れしました。

この通達は、職務専念義務違反の防止を目的としつつ、勤務時間中の喫煙を禁止するという内容になっています。職務専念義務違反の防止と言いつつ、勤務時間中の喫煙全てを禁止するのは、職務専念義務を不当に濫用するものであり、看過できません。

府職労は、合理的な説明を求めるとともに、あらためて労使協議を行うよう求めました。